

地区計画の内容(概要)一覧表

※内容の詳細に関しては地区計画リーフレットにて確認してください

※ 建築物制限条例に定める事項

地区計画の内容(概要)		仁木地区計画	竜美ヶ丘東地区計画						
用途	※用途に関しては代表的なものを掲示しているため、詳細に関しては建築物制限条例を参照すること	※次に掲げる建築物は、建築してはならない。	—						
建ぺい率	—	1 建築基準法(以下「法」)別表第二(へ)項第2号に掲げる建築物	—						
容積率	—	2 法別表第二(と)項第3号及び第4号に掲げる建築物	—						
敷地面積	最低限度(m ²)	3 法別表第二(り)項第3号に掲げる建築物	—						
壁面後退	道路境界線からの後退距離(m)	4 ポーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する政令第130条の6の2に定める運動施設	—						
壁面後退	隣地境界線からの後退距離(m)	5 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	12						
建物の高さ	最高限度(m)	6 倉庫業を営む倉庫	—						
	北側斜線	7 カラオケボックスその他これらに類するもの	—						
	軒高さ	8 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	—						
地盤の高さ	—	9 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	—						
外壁及び屋根の色	—	10 店舗、飲食店、展示場でその用途に供する部分の床面積の合計が5千平方メートルを超えるもの	—						
よう壁の構造	—		—						
かき・さくの構造	塀の高さ		—						
	門の袖		—						
	かき・さくの基礎		—						
	かき・さくの構造		—						
	かき・さくの後退		—						